

関東学院大学学位規則

(昭和46年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規則は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条並びに関東学院大学学則(以下「大学学則」という。)、関東学院大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)及び関東学院大学専門職大学院学則(以下「専門職大学院学則」という。)に基づき、本学が授与する学位に関し必要な事項を定める。

(学位及び専攻分野)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職学位とし、学士、修士及び博士の学位にあつては専攻分野の名称を付記し、次のとおりとする。

大学	文学部	現代社会学科	学士(社会学)	
	国際文化学部	英語文化学科	学士(英語文化)	
		比較文化学科	学士(比較文化)	
	社会学部	現代社会学科	学士(社会学)又は学士(社会福祉学)	
	経済学部	経済学科	学士(経済学)	
		経営学科	学士(経営学)	
	経営学部	経営学科	学士(経営学)	
		法学部	法学科	学士(法学)
	地域創生学科		学士(法学)	
	工学部		学士(工学)	
	理工学部		学士(理工学)	
	建築・環境学部		学士(建築・環境学)	
	人間環境学部	現代コミュニケーション学科	学士(コミュニケーション学)	
		人間環境デザイン学科	学士(人間環境学)	
		健康栄養学科	学士(健康栄養学)	
		人間発達学科	学士(人間発達学)	
		人間共生学部	コミュニケーション学科	学士(コミュニケーション学)
		共生デザイン学科	学士(デザイン学)	
	栄養学部		学士(栄養学)	
	教育学部		学士(教育学)	
看護学部		学士(看護学)		
大学院	文学研究科	英語英米文学専攻	修士(文学)	博士(文学)
		比較日本文化専攻	修士(文学)	博士(文学)
		社会学専攻	修士(社会学)	博士(社会学)
	経済学研究科	経済学専攻	修士(経済学)	博士(経済学)
		経営学専攻	修士(経営学)	博士(経営学)
		法学研究科		修士(法学)
	工学研究科		修士(工学)	博士(工学)
	看護学研究科		修士(看護学)	
	専門職大学院	法務研究科(法科大学院)	法務博士(専門職)	

(学位授与の要件)

第3条 本学を卒業した者には、大学学則第34条の定めるところにより、学士の学位を授与する。

2 本学大学院の課程を経た者には、大学院学則第22条及び第23条の定めるところにより、修士又は博士の学位を授与する。

3 大学院の博士後期課程を経ない者には、大学院学則第24条の定めるところにより、博士の学位を授与する。

4 本学専門職大学院の課程を修了した者には、専門職大学院学則第17条第1項の定めるところにより、専門職学位を授与する。

(学位授与の申請)

第4条 修士の学位論文は、各研究科の定めるところにより、当該研究科委員長に提出するものとする。

2 本学大学院の博士後期課程にある者が、博士の学位の授与を申請するときは、学位申請書、論文目録、論文の要旨、履歴書及び別に定める論文審査手数料を添えて、論文を当該研究科委員長

に提出するものとする。

- 3 大学院の博士後期課程を経ない者が博士の学位の授与を申請するときは、学位申請書、論文目録、論文の要旨、履歴書及び別に定める論文審査手数料を添えて、論文を学長に提出するものとする。
- 4 本学大学院の博士後期課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、博士の学位の授与を申請する場合は、前項の規定によるものとする。
- 5 本学大学院の博士後期課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、再入学し博士の学位の授与を申請する場合は、第2項の規定によるものとする。ただし、最高在学年限の6年を超えた者はこの限りでない。
- 6 第1項、第2項又は第3項の規定により提出した論文及び第2項又は第3項の規定により納入した論文審査手数料は、これを返還しない。

(学位授与申請の受理)

第5条 学長又は研究科委員長は、学位授与の申請が前条第1項、第2項又は第3項に規定する要件を備えるときは、これを受理する。

(論文)

第6条 第4条第1項、第2項又は第3項の規定により提出する論文は1篇とし、3部作成して提出するものとする。この場合において、参考として他の論文を添付することができる。

- 2 審査委員会は、審査のため必要があると認めるときは、参考論文、論文の訳文、模型又は標本等の審査資料を提出させることがある。

(論文の審査付託)

第7条 第5条の規定により学位論文を受理したときは、第4条第3項によるものについては、学長は当該研究科委員長を経て当該研究科委員会にその論文の審査を付託し、第4条第1項及び第2項によるものについては、研究科委員長は当該研究科委員会にその論文の審査を付託するものとする。

(審査委員会)

第8条 前条の規定により学位論文の審査を付託された研究科委員会は、指導教授を主査とし、当該論文に関連ある授業科目担当教授又は准教授2名以上からなる審査委員会を設ける。ただし、第4条第3項によるものについては、指導教授をもって組織することを原則とし、審査委員会が主査を選出する。

- 2 前項の規定にかかわらず、審査委員会は審査のため必要があると認めるときは、研究科委員会の議を経て前項による審査委員のほか、当該研究科以外の本学研究科の教授又は准教授、若しくは他の大学院又は研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。

(学位論文の審査及び試験)

第9条 審査委員会は、論文の審査及び最終試験を行う。

- 2 最終試験は、学位論文を中心とし、これに関連する科目について口頭試問又は筆答試問によって行う。
- 3 審査委員会は、論文の審査の結果、その内容が著しく不良であると認めるときは、最終試験を行わない。
- 4 第4条第3項による審査の場合は、第2項のほかに専攻学術に関し、本学大学院博士後期課程において所定の単位を修得して学位を授与される者と同等以上の学識を有することを認定しなければならない。ただし、第4条第4項の規定による者が、退学後3年以内に博士の学位授与の申請をするときは、この学識の確認のための試問を免除することができる。

(審査期間)

第10条 審査委員会は、修士の学位についてはその学年度末までに、博士の学位については申請受理後1年以内に、論文の審査及び最終試験を終了しなければならない。

(審査委員会の報告)

第11条 審査委員会は、論文の審査及び最終試験を終了したときは、直ちに論文の内容の要旨、論文審査の要旨及び最終試験の結果の要旨に学位授与の可否の意見を添え、研究科委員会に文書で報告しなければならない。

- 2 審査委員会は、第9条第3項の規定により最終試験を行わなかった場合は、その旨を研究科委員会に文書で報告しなければならない。

(研究科委員会の審議)

第12条 研究科委員会は、前条の報告に基づき審議を行い、第3条第2項によるものについては、

大学院学則の定めるところにより、それぞれ課程の修了の可否、第3条第3項によるものについては、その論文及び最終試験の合否について議決する。

2 前項の議決は、構成員の3分の2以上の出席を必要とし、出席構成員の過半数の賛成がなければならない。

(研究科委員長の報告)

第13条 研究科委員会が前条の議決をしたときは、当該研究科委員長は、論文とともに論文の内容の要旨、論文審査の要旨及び最終試験の結果の要旨に学位授与の可否の意見を添え、文書で大学院研究科委員長会議長に報告しなければならない。

(学位授与の決定)

第14条 大学院研究科委員長会議長は、前条の報告に基づいて大学院研究科委員長会議を招集し、その審査を経て学位授与の可否を決定する。

2 大学院研究科委員長会議長は、前項の議決の結果を文書で学長に報告しなければならない。

3 第1項の議決は、第12条第2項の規定を適用する。

(学位の授与)

第15条 学長は、前条の決定に基づいて、学位を授与すべき者には所定の学位記を授与し、授与できない者にはその旨通知する。

(学位論文の要旨等の公表)

第16条 本学は、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3箇月以内に、その学位論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第17条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内にその学位論文をインターネットの利用により公表しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を得て、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものをインターネットの利用により公表することができる。この場合において、本学はその論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 前項のやむを得ない事由がなくなった時は、博士の学位を授与された者は、すみやかにその学位論文の全文をインターネットの利用により公表しなければならない。

4 学位論文を公表する場合は、「関東学院大学審査学位論文」である旨を明記しなければならない。

(学位の名称の使用)

第18条 学位の授与を受けた者が学位の名称を用いるときは、「関東学院大学」と付記するものとする。

(学位授与の取消し)

第19条 学位を授与された者が、その名誉を汚す行為をしたとき、又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、当該学部教授会又は大学院研究科委員長会議の議を経て学位の授与を取消し、学位記を還付させ、かつその旨を公表する。

2 前項の議決は、第12条第2項の規定を適用する。

(登録)

第20条 本学において博士の学位を授与したときは、学長は学位簿に登録し、学位を授与した日から3箇月以内に、文部科学大臣に報告するものとする。

(学位記及び書類の様式)

第21条 学位記及び学位申請関係書類の様式は、別記様式第1及び別記様式第2のとおりとする。
(再入学)

第22条 第4条第5項の規定による再入学は、博士の学位授与の申請を目的とする場合に限るものとする。

2 再入学の選考は、当該研究科委員会の議を経て大学院研究科委員長会議において行う。

3 前項の規定により再入学を許可された者の学費及び諸納金は、関東学院大学大学院学費及び諸納金納入規程の定めるところによる。

(規則の改廃)

第23条 この規則の改廃は、大学評議会の議を経て、学長が行う。

附 則

1 この規則は、昭和46年4月1日から施行する。

- 2 この規則は、昭和52年4月1日から改正施行する。
- 3 この規則は、昭和53年4月1日から改正施行する。
- 4 関東学院大学学位規則第3条第3項に規定する大学院の課程を経ない者に対する博士の学位（いわゆる論文博士）の授与は、同条第2項に規定する本学大学院の課程を経た者に対する博士の学位が授与された後に取扱うものとする。
- 5 この規則は、昭和54年4月1日から改正施行する。
- 6 この規則は、昭和55年4月1日から改正施行する。
- 7 この規則は、昭和57年4月1日から改正施行する。
- 8 この規則は、平成3年7月1日から改正施行する。

附 則

この規則は、平成4年4月1日から改正施行する。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から改正施行する。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から改正施行する。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から改正施行する。

附 則

この規則は、平成9年4月1日から改正施行する。

附 則

この規則は、平成9年12月18日付で改正し、平成10年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成10年12月22日付で改正し、平成11年4月1日から施行する。

- 2 この規則による改正後の規定にかかわらず、この規則の施行の際、平成10年度以前に経済学部第一部及び経済学部第二部に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成11年10月7日付で改正し、平成12年4月1日から施行する。

- 2 改正後の規則第2条の規定にかかわらず、平成11年度以前に工学部第一部及び工学部第二部に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成11年10月28日付で改正し、平成12年4月1日から施行する。

- 2 改正後の規則第2条の規定にかかわらず、平成11年度以前に経済学研究科に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成14年2月28日付で改正し、平成14年4月1日から施行する。

附 則

- 1 本規則は、平成15年3月20日付で改正し、平成15年4月1日から施行する。

- 2 改正後の規則第2条の規定にかかわらず、平成11年度以前に経済学部、経済学部第一部及び経済学部第二部に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成15年11月27日付で改正し、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年11月24日に改正し、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から改正施行する。

附 則

この規則は、平成19年11月26日に改正し、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2013年3月14日に改正し、2013年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、2013年10月10日から改正施行する。

- 2 この規則による改正後の学位規則第6条、第16条及び第17条の規定は、2013年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、2014年11月20日に改正施行する。

附 則

- 1 この規則は、2015年3月19日に改正し、2015年4月1日から施行する。
- 2 この規則の改正施行の際現に文学部英語英米文学科及び比較文化学科に在籍する者の学位については、改正後の第2条の規定は適用せず、改正前の第2条の規定は、なおその効力を有する。

附 則

この規則は、2016年3月17日に改正し、2016年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2016年4月14日から改正施行する。

附 則

この規則は、2017年3月1日に改正し、2017年4月1日から施行する。

別記様式第1 学位記

(1) 第3条第1項の規定により授与する学位記の様式(学士)

第	号	
学	位	記
氏	名	
年	月	日生
上記の者は本学〇〇学部〇〇学科 所定の課程を修めて卒業したので 学士(〇〇)の学位を授与する		
年	月	日
関 東 学 院 大 学 印		

(2) 第3条第2項の規定により授与する学位記の様式(修士:学位論文による学位授与)

修第	号	
学	位	記
氏	名	
年	月	日生
上記の者は本学大学院〇〇学研究科 〇〇専攻の博士前期課程(修士課程)に おいて所定の単位を修得し学位論文の 審査及び最終試験に合格したの 修士(〇〇)の学位を授与する		
年	月	日
関 東 学 院 大 学 印		

(3) 第3条第2項の規定により授与する学位記の様式（修士:特定の課題についての研究の成果による学位授与）

	修第	号
学	位	記
	氏	名
	年	月 日生
上記の者は本学大学院〇〇学研究科 〇〇専攻の博士前期課程において 所定の単位を修得し特定の課題に ついての研究の成果の審査及び 最終試験に合格したので 修士(〇〇)の学位を授与する		
	年	月 日
関 東 学 院 大 学 印		

(4) 第3条第2項の規定により授与する学位記の様式（課程博士）

	博第	号
学	位	記
	氏	名
	年	月 日生
上記の者は本学大学院〇〇学研究科 〇〇専攻の博士後期課程において 所定の単位を修得し学位論文 の審査及び最終試験に合格したので 博士(〇〇)の学位を授与する		
	年	月 日
関 東 学 院 大 学 印		

(5) 第3条第3項の規定により授与する学位記の様式（論文博士）

	博第	号
学	位	記
	氏	名
	年	月 日生
上記の者は本学大学院に学位論文を 提出し所定の審査及び試験に合格し たので博士(〇〇)の学位を授与する		
	年	月 日
関 東 学 院 大 学 印		

(6) 第3条第4項の規定により授与する学位記の様式（専門職学位）

	専博第	号
学	位	記
	氏	名
	年	月 日生
上記の者は本学専門職大学院 法務研究科実務法学専攻 (法科大学院)所定の課程 を修了したので法務博士 (専門職)の学位を授与する		
	年	月 日
関 東 学 院 大 学 印		

別記様式第2 学位申請関係書類

(1) 学位申請書の様式

① 第4条第2項(課程博士)

関東学院大学 学位申請書		年	月	日
関東学院大学大学院 研究科委員長	殿			
	(現住所)			
	(氏名)			印
関東学院大学学位規則による博士()の学位の授与 を申請いたします。				
添付書類				
1 論文目録(3部)				
2 論文要旨(3部)				
3 履歴書(3部)				

② 第4条第3項(論文博士)

関東学院大学 学位申請書		年	月	日
関東学院大学 学長	殿			
	(現住所)			
	(氏名)			印
関東学院大学学位規則による博士()の学位の授与 を申請いたします。				
受験する外国語の種類				
添付書類				
1 論文目録(3部)				
2 論文要旨(3部)				
3 履歴書(3部)				

(2) 論文目録及び論文要旨の様式

論文目録 年 月 日 学位申請者氏名 印	論文要旨 申請者氏名 申請学位 博士 ()
主論文 1. 題目 2. 冊数 3. 印刷公表の方法及び時期	主論文題目 (和文) (外国文)
参考論文 (別紙添付も可) 1. 題目 2. 冊数 3. 印刷公表の方法及び時期	主論文要旨 [邦文は 4,000 字以内] [外国語は 2,000 語以内] (別紙添付も可)